

控 訴 状

2022年03月18日

札幌高等裁判所 民事部 御 中

弁護士 佐 藤 博 文

弁護士 小 野 寺 信 勝

弁護士 橋 本 祐 樹

弁護士 榎 井 妙 子

弁護士 山 田 佳 以

弁護士 池 田 賢 太

弁護士 長 坂 貴 之

弁護士 神 保 大 地

弁護士 伊 藤 絢 子

弁護士 皆 川 洋 美

(以上、札幌弁護士会)

弁護士 内 藤 功

(東京弁護士会)

弁護士 内 河 恵 一

弁護士 中 谷 雄 二

弁護士 川 口 創

弁護士 田 巻 紘 子

弁護士 青 山 邦 夫

(以上、愛知県弁護士会)

弁護士 毛 利 正 道

(長野県弁護士会)

弁護士 井 上 正 信

(広島県弁護士会)

弁護士 小 野 寺 義 象

(仙台弁護士会)

弁護士 安 原 浩

(兵庫県弁護士会)

控 訴 人 別紙控訴人・代理人目録記載のとおり
控訴人訴訟代理人 同上

被 控 訴 人 東京都千代田区霞が関1丁目1番1
国
上記代表者法務大臣 古 川 禎 久

自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請求控訴事件

訴訟物の価額 金1,800,000円
(差止請求160万円、損害賠償請求20万円)

貼用印紙額 金 21,000円

予納送達費用 金 5,000円

上記当事者間の札幌地方裁判所平成28年(ワ)第2407号南スーダンPKO派遣差止等請求事件につき、2022(令和4)年3月8日判決言渡があり、同日判決正本の送達を受けたが、控訴人は上記判決に不服であるから控訴を提起する。

原 判 決 の 主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

控 訴 の 趣 旨

- 1 原判決を取り消す。

- 2 被控訴人は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第6条1項による「南スーダン国際平和協力業務実施計画」（平成28年11月15日閣議決定）に基づいて、自衛隊員及び装備品を南スーダン共和国内並びにその周辺地域及び海域に派遣又は輸送して、同法及び同計画に基づく活動を行なってはならない。
 - 3 被控訴人は、控訴人に対して、金20万円及びこれに対する平成28年12月14日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 4 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。
- との判決並びに第3項につき仮執行宣言を求める。

控 訴 の 理 由

追って準備書面で明らかにする。

添 付 書 類

- 1 訴訟委任状 1通